

壁をこえた法律家たち

——近代口語化の実践——

永澤 済*

1. はじめに

本発表（第12回国際日本学コンソーシアム「一壁をこえる」）では、近代日本で判決口語化を理論的に唱えた学者や裁判官、および口語化を実践した裁判官たちの試みを追ひ、彼らが伝統の壁をこえ何を実現しようとしていたのかを考察した。

2. 研究の発端となる資料の発見

近代の民事判決を調査したところ、多数の文語体判決にまじって口語体の判決が存在することを発見した。それらは、櫻木繁次^{さくらむらじ}¹という裁判官によるもので、いずれも1941年（昭和16年）に熊本県の山鹿区裁判所（当時）で出された判決であった。同じ簿冊に、櫻木による非口語体判決も綴じられており、一人の裁判官が同時期に口語体と非口語体の判決を書き分けていたことがわかった。

櫻木の口語体判決は、ひらがな使用、「する」「である」体の文末を特徴とする。一方、非口語体判決は、カタカナ使用、「ナリ」「タリ」体の特徴としており、口語体との違いは一目瞭然であった。

調査範囲を山鹿区裁判所以外にも広げ、櫻木の赴任先裁判所毎に判決を調べると、戦前に櫻木によって書かれた判決142点の存在が明らかになり、うち口語体判決が21件あることがわかった。

さらに、櫻木が山鹿区裁判所の前に赴任した宮崎の飴肥区裁判所で書かれた民事判決を調べたと

ころ、櫻木の後任、山下辰夫^{やまたたつお}判事²も、同裁判所で同じように口語体と非口語体の判決を書き分けていたことがわかった（見つかった同裁判所での山下判決21件中4件が口語体）。

しかし、山下の口語体判決には、表記や主文のスタイルに櫻木とは異なる面がみられた。さらに、山下自身の判決も、判決毎にスタイルに揺れがあることがわかった。この揺れは、判決の口語化の難しさをうかがわせる。

以下、このような口語体判決がどのように書かれ、何をめざしたものであったかを考察する。

3. 判決口語化の背景

日本には古来、中国漢文起源の漢文訓読系文体と和文系文体と、2系統が書き言葉として存在したが、近代の話し言葉とは大きく異なっていた。この乖離を埋めようと、社会文化にわたり起きた広範な動きが言文一致運動であり、判決口語化もその流れの一端に位置づけられる。

一般にいわれるように、明治期の日本で言文一致運動が起きた背景には、次のような西洋における近代文体革命の影響があった。

○イタリア

14世紀、古典ラテン語を排し、ダンテは『神曲』を、ボッカチオが『デカメロン』を、新興ブルジョア都市であったトスカーナの方言で著したのを機にイタリアの近世文芸の道が開かれ、イタリア標準語が成立した。

*名古屋大学准教授

○イギリス

同じく14世紀、チョーサーはラテン語やノルマンフレンチによる外来の文章ではなくロンドン方言で『カンタベリー物語』を書いた。イギリス人が初めて自国語で詩文を綴る術を獲得し、16世紀のシェークスピア文学の誕生へとつながった。

○ドイツ

16世紀、宗教改革の主導者であったルターは『新約聖書』『旧約聖書』を各々古典ギリシア語とヘブライ語からドイツ語に訳し、聖書が庶民の書となった。方言に分化し統一的な書き言葉もなかったドイツ語が思想表現に足ることを示し、後にゲーテら文豪を輩出し、近代文体が確立した。

○ロシア

18世紀末、カラムジンが言文一致をめざし文体改革を行なった。古代教会スラヴ語の旧文体を脱し民衆語で執筆を行なった。同時期、プーシキンは民衆語を文学語として洗練させ、近代文体の基礎を確立した。ゴーゴリ、ツルゲーネフ、ドストエフスキー、トルストイら近代作家を輩出した。

こうした各地の文体革命は、思想感情の自由な表現を目的とし、生きた言語による口語体を成立させ、西洋諸国で近代文化・文芸を花開かせた。

4. 日本の言文一致前夜

以上のような西洋近代文体革命の影響を受け、明治期の日本でも、啓蒙思想家らが近代化を目的に、日本語の表記や文体改革の必要性を唱えた。

郵便制度の設立者として知られる前島密は、国家富強のため教育の重要性を訴え、その障害となる漢字を廃止し、西洋諸国と同様の音符号（仮名）により誰もが物事の道理に直ちに迫れるよう主張した。次のような将軍徳川慶喜への建議に言文一致思想の端緒が表れる。

言語は時代に就て変転するは中外皆然るか

奉存候。但、口舌にすれば談話となり、筆書にすれば文章となり、口談筆記の両般の趣を異にせざる様には仕度事に奉存候（『漢字御廃止の議』／1867年）

同じく学問の重要性を説いた福澤諭吉は、天下国家と個人の独立のため「貴賤上下の区別なく」人間普通の実学をすべきとし、「たいていのことは日本の仮名にて用を便じ」（『学問のすゝめ』／1871年）と述べ、前島の漢字廃止論と重なる。また、「翻訳ができない人は、漢文のような文体を書こうとするから難しいのであって、話すとおりに書けばよい」（『會議辯』／1874年）との言に言文一致思想がみとれる。

知識人たちの思想は草の根的に浸透し、やがて市民自ら「我國の學問の道を容易くし世の便利を計らんが爲め総て仮名のみにて文章を記し言文一致する方法を協議する」（『かなのくわい』（朝日新聞（大阪）／1887年7月9日朝刊）といった思想と実践がうまれた。それは、新聞など一般社会全体の文体改革へとつながることとなる。

5. 文学における言文一致

同じ頃、文学界でも作家たちが言文一致を試みたが、目的は芸術文体の確立であり、一般社会のめざす文体平易化とは必ずしも同じではなかった。

○坪内逍遙

坪内逍遙は「わが国にては言文一途にいでざるから文章上にて用ふる言語と平談俗話に用ふる言語とさながら氷炭の相違あり」（『文体論』（『小説神髓』）／1886年）とし、「俗文はリズムや趣きが失われ品格が落ちることが多く方言の違いも大きい。よって俗文は小説中の会話で使うのは問題ないが、地の文には使うべきではない」という趣旨の発言をしている。言文不一致の不便を認識しつつも、品格の点で俗文使用に否定的であった。

○二葉亭四迷

二葉亭四迷はロシア文学を通じて文学に開眼し、小説の目的を「偶然の中に隠れた真理を模写する」こととした。小説には言文一致のわかりやすい文体が必要だとし、「内容」とともに「文体」を追究した。その成果が、言文一致小説『浮雲』、ツルゲーネフ『獵人日記』の口語訳、『あひゞき』、『めぐりあひ』であった。

だが二葉亭は、「である、あつた、だらう、などいふ結尾の聞き苦しきは言文一致の嫌悪せらるべき点なるべし」（談話筆記（『文芸倶楽部』四ノ三）／1898年）とし、冗長な文末表現の処理に苦慮していた。「欧文には一種の音調があつて声を出して読むと抑揚が整い音楽的である、ところが日本の文章にはこの調子がなく、一体にだらだらして頗る単調だ」（『余が翻訳の標準』（『成功』）／1906年）と述べ、日本語の音楽性の欠如を嘆いている。

○永井荷風

言文一致を追究した永井荷風もまた、音楽性に関して次のように述べ、「韻もなくRimeもない」日本語で綴らねばならない自身の身を憂いている。

歌はんと欲すれども、生れながらに覚えたるわが言葉には韻もなくRime（リイム）もなし。韻もなくRimeもなき言葉を以て、詩を作らんとする果敢なさは、骨もなく鱗もなき海月の嘆きか。いづこと知らず心の波の動くにつれて唯だ浮び行くのみ。浮び行くのみ（『海月の歌』／1913年）

○萩原朔太郎

萩原朔太郎も、日本語口語自由詩を確立させるなかで、自らを含め同時代の口語自由詩のほとんどが「音律美」に欠けるとしている。

これ等の詩に自由詩の必須とすべき有機的の

音律美（SHIRABE）が、実に果して有るだろうか？吾人の見るところの事実に照して、正直に、大胆に真理を言え、現にある口語自由詩の殆ど全部は、すべてこの点で落第であり、詩としての第一条件を失格している。（『詩の原理』／1928年）

また次のように、「音律的に緊張している」文章語を口語よりも重んじている。

口語の「である」に対し、文章語の「なり」が如何に簡潔できびきびしているか。「私はそう信ずる」と「我れかく信ず」で、どちらの発音に屈折や力が多いか。「そうであろう」と「あらん」との比較で、どちらが音律的に緊張しているか。すべての比較に於て、文章語は弾力に富み、屈折と変化を有し、簡潔できびきびしている。反対に口語は、音律が散文的で、緊張を欠き、重苦しく無変化でぼたぼたしている。（『詩の原理』／1928年）

そして萩原は、日本語が音律美を欠くのは、西洋から言文一致を急に取り込んだ故の混乱によるものと分析し、目下の急務は日常語そのものを芸術に足る「国語」へと高めることだと提唱した。

以上のような二葉亭、永井、萩原らの言説には、西洋語に倣い美しい文章や詩を書きたいと願った時に日本語口語にその術がないと気づいた困惑と絶望が表れている。作家や詩人たちは、文学をなすための新しい日本語を本気で求め始めた。

このことを、徳田秋声は次のように分析する。

小説壇の言文一致運動は決して平易にせむが為めの努力では無い。もつと深い芸術上の根底から動いて来て居るのである。[中略] 消極的に平易に読み易くするのではなくて、寧ろそれと反対に難解になつてもいゝから気分の微妙を写し、再現の目的を達しやうとしたのであつた。

（「言文一致の意義」（『明治小説文章変遷史』）
／1914年）

文学界の言文一致は、一般社会が求めた平易化とは異なり、芸術のための文体追究であった。

6. 言文一致運動の時期区分と公文書の口語化

以上のような一般社会や文学における言文一致運動の一方で、伝統を堅持する公文書の分野では、旧来の漢文訓読系文体が依然として使用され、言文一致の達成は戦後であった。山本正秀（1965）によれば、言文一致は次のように時期区分される。

1866（慶応2）	－83（明治16）	発生期
1884（明治17）	－89（明治22）	第1自覚期
1890（明治23）	－94（明治27）	停滞期
1895（明治28）	－99（明治32）	第2自覚期
1900（明治33）	－09（明治42）	確立期
1910（明治43）	－22（大正11）	成長完成前期
1923（大正12）	－46（昭和21）	成長完成後期

山本（1965）は1922年を狭義の言文一致完成期としている。これは、第一次大戦後の大正デモクラシーを背景に非言文一致固守の『東京朝日新聞』等の社説が口語体となり、大新聞の全紙面が言文一致化したこと、文芸上も1921年に志賀直哉『暗夜行路』の前篇で口語体が完成したことをもっての区分である。

ただ先述のように、この時点でまだ公文書は旧態を維持し言文一致化していない。よって山本は、1946年、第二次大戦後に官庁の公用文・法令文・詔書に口語体が採用（漢文訓読系文体廃止）されたことをもって、広義の言文一致完成としている。

しかし、その1946年を待たずに、先駆的な法学者や裁判官が判決口語化の必要性を唱え、1939年頃より一部の裁判官が口語体判決を書き始めた。それが冒頭に述べた櫻木・山下らの判決であった。

7. 判決口語化の理論と困難

判決口語化の理論的主導者のひとり、金澤潔判事は、口語化が必要な理由を「裁判に對する國民の信頼と威信を保つため」としている。さらに、「裁判官自身が、日常の平易な言語で書くことにより（漢学の素養がなくとも）自己の所信や考えの筋道を正確に、自由に表現し、判決の質を高められる」（「口語体判決を書いて」／1941年）ことを真の意義と強調した³。

だが、金澤自身が「（口語化は）必然ではあるが、自然には開かれない道であり、意識的な努力によりて初めて開かれる」（「法令・判決などの口語化は必然である」／1939年）と述べているように、その実践は一筋縄ではいかず、試行錯誤であった。

まず、判決口語化を阻む伝統の壁が司法界自体に根強くあった。金澤は「官庁——殊に司法部における新規を嫌う保守的な氣風、前例を重んずる事なかれ主義、劃一と統制とを尊ぶ官僚的な傾向」「文語体への精神的な愛着——臭いもの身知らず的な執着、即ち簡明とか正確とか威厳とかを文語體の特長でもあるかに考えていた誤解」（同前）により、1939年時点の社会において判決のみが旧態を墨守していると指摘している。

さらに、実際に口語体を書く難しさを、法学者の穂積重遠は「法律文としての口語體の短所は、威嚴を缺くことゝ冗漫とだ、と普通に批難される。しかしそれは要するに口語體にまだ工夫洗練が足りないから」「大阪辯の判事さんだからとて「何々ぢやさかい権利がおまへん」と書くべきではあるまい。[中略]そこに今一段の工夫を要する」（「はなしするごとく」（「有閑法學（二）」／1930年）のように表している。

8. 判決口語化の実践

では、そのようななかでどのような口語体判決が書かれたのかを、櫻木・山下の例でみてみよう。

8.1 櫻木口語体判決

先述のように、櫻木の口語体判決は、ひらがなが使用され、文末に「する」「である」体が使われる。一方、非口語体判決は、カタカナ使用、文末は「ナリ」「タリ」体である。

○主文

定型化の著しい主文において、口語体は非口語体の文言「及」「～ヘシ」をそれぞれ「と」「～こと」に置き換えた程度の差異しかみられない。

○判決末尾のモダリティ形式「のだ」

(1) 非口語体

民事訴訟法第八十九條ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

〔飢肥区裁判所「昭和13年（ハ）第88號求償金請求事件」／1938年9月14日〕

(2) 口語体

民事訴訟法第八十九條を適用して主文の通り判決したのである

〔山鹿区裁判所「昭和16年（ハ）第33號貸金請求事件」／1941年5月17日〕

口語体判決末尾にモダリティ形式「のだ」が使われ、非口語体では表面化していなかった判断主体（裁判所）の存在を前面に出す表現となっている。これは、櫻木が当事者である一般市民にわかりやすい形を模索した結果、裁判所から読み手へ語りかける発想で書いたものとみることができる⁴。

○裁判所の判断を主観的に述べる表現の多用

(3) 裁判所は、そんな争のあるところを證據にも基かず片方から單にそう言ふ主張があつたからとて、直にこれ其の範圍〔印（櫻木）〕を信用するわけにはゆかぬ、

〔飢肥区裁判所「昭和14年（ハ）第63號手附金返還請求事件」／1939年10月9日〕

同様に、裁判所の客観的判断を示す部分においても、「そんな」「（証拠に）も」「からとて」「わけにはゆかぬ」等、その判断を主観的に述べる表現が多用され、裁判所の存在が前面に出て対話的である。また、「裁判所は（信用しない）」のように、判断主体を明示する点も特徴的である。

○原告の主観的立場を示す表現の多用

(4) ところが、原告が後で圖面通りに實地を調べて見たら、約束した面積が約一町歩位不足してゐることを発見したので、原告は被告等に其の旨を通知して之が解決方を迫つたが被告等は言を左右にして應じて呉れない、そこで原告は目的物が斯様に相違してゐては買受くる氣にはならないので右土地の賣買契約を解除して、契約通り手附金の倍額の支拂を被告等に求めた

〔山鹿区裁判所「昭和16年（ハ）第33號貸金請求事件」／1941年5月17日〕

この原告の主張を引用する部分では、「て見たら」「て呉れない」「氣にはならない」等、原告の主観的立場をそのまま述べる表現が多用され、原告の立場に読み手の視点を引きこんでいる。

○口語性の高い表現の使用

(5) 殊に、甲第一号証には賣買物件に對して、後で故障が出来たときは買主たる原告が萬事處決して、賣主たる被告等には毫も損害を掛けぬと約束が出来てゐる、これは通常はあべこべであるのが取引の常態である、

〔飢肥区裁判所「昭和14年（ハ）第63號手附金返還請求事件」／1939年10月9日〕

この当事者の主張の趣旨を述べる部分では、「あべこべ」のように現代の書き言葉では通常用いられない口語性の高い表現が使用されている。

以上のほか、櫻木の口語体判決には「直接引用」

の迂遠的なスタイルがみられる。これは、現代の判決が一般に間接引用の形式をとるのは対照的であり、上述の諸特徴とあわせて、櫻木が口語体を「当人が話すように書く」ものと捉えていたことを示唆する。

さらに、接続詞「それで」「そこで」等を多用し、文と文の関係を明示的に示そうとの意識がうかがえる。これも、前件を後件にスムーズにつなげ、口頭で話すようなわかりやすさを紙面上に実現しようとする意識の表れとみることができる。

8.2 山下口語体判決

一方、山下の口語体判決は櫻木と異なり、カタカナが使われ、主文のスタイル等にも独自の特徴がみられる。

○カタカナ使用

(6) 訴訟費用ノ負擔ニツイテ民事訴訟法第八十九條、第九十三條第一項ヲ適用シ主文ノ通り判決スル。

〔飢肥区裁判所「昭和17年（ハ）第24號建物登記ノ更正登記申請手續等請求事件」／1942年8月27日〕

このように、山下の口語体判決は、文言は口語化しているが、カタカナが使用されている点で旧式維持である⁵。口語体にカタカナを使用した理由として、判決口語化への反対意見（威厳の欠如、冗漫、伝統を失うことへの懸念）へ配慮し急進的な改革を回避した可能性が考えられる。

○主文の伝統志向と揺れ

(7) 被告ハ原告ニ對シ金三百圓及ヒ之ニ對スル昭和十六年五月二十二日ヨリ右支拂濟ニ至ル迄年一割二分ノ割合ニ依ル金員ヲ支拂フベシ。訴訟費用ハ被告ノ負擔トス。

〔飢肥区裁判所「昭和17年（ハ）第27號貸金請求事件」／1942年10月5日〕

これは口語体判決ながら、文末表現「ベシ」「（負擔ト）ス」に明らかなように、この主文部分にのみ伝統的な非口語体が採られている。その意図は何か。

当時、口語体判決推進派のなかで、主文をどのようなスタイルで書くかが問題となっており、穂積重遠は「口語體判決文だから主文まで口語其儘でなくてはならぬと云う程に拘泥するにも當るまい。主文は暫らく「何々に處す」「何々すべし」として置いて、將來の大成を期する方がよくはあるまいか」と述べている⁶。山下の選択はこうした意見を受けてのものともみられる。

一方で、山下は(7)の判決以前に、口語体の判決主文に「命令形」を用いたこともあった。

(8) 被告ハ原告ニ金九十圓ヲ支拂工。訴訟費用ハ被告ノ負擔トスル。

〔飢肥区裁判所「昭和17年（ハ）第30號賣掛代金請求事件」／1942年7月28日〕

「支拂工」と、相手に直接呼びかけ命令する形式には、読み手に対する強い意識がみとれる。

この命令形主文については、1939年（昭和14年）の国語協会法律部会で「動詞の命令形そのまゝの主文は感じが悪い」とされ、「支拂ふこと、明渡すこと」とするのがよいとの結論に至ったという（金澤潔「口語体判決を書いて」／1941年）。

そのような趨勢を受けてか、(8)の後、山下は命令形を辞し、(7)の非口語体主文へと方向転換をした。そこには、口語体をどう実現するかについての山下の模索が表れているといえる。

○読み手への意識

(9) 本件建物ハドンナ事情ガアツタノカ、家屋臺帳上ハ別紙目録第二表ノ通りニナツテ居ルノニ登記簿上ハ別紙目録第一表ノ通り記載シテアリ〔中略〕。ソコデ原告ハ被告Yニ對シ先ツ家屋臺帳

ト建物登記簿ニ記載シテアル建物トヲ別紙目録第三表ノ通り夫々更正シテ貫ヒタイノデアル。

〔飢肥区裁判所「昭和17年（ハ）第24號建物登記ノ更正登記申請手續等請求事件」／1942年8月27日〕

「ドンナ事情ガアツタノカ」という口語性の高い挿入句が使用され、「テモラウ」やモダリティ形式「ノデアル」のような主観的表現が、原告の立場に読み手の視点を引きこんでいる。これらは櫻木判決にもみられた、読み手を意識した表現である。

9. 結論

初期の口語体判決は、口語性の高い表現や、当事者の主張の直接引用、裁判所や原告の立場に立つ主観的表現等がみられ、読み手を強く意識したスタイルとなっている。現代の判決にはみられない特徴で、当時の試行錯誤をうかがわせる。

また、口語体判決を書いた裁判官の間で、ひらがなとカタカナの使用、主文のスタイル等をめぐり揺れがみられ、模索の跡がうかがえる。

このように、当時の裁判官にとって判決口語化が容易でなかったのには、大きく二つの理由が考えられる。一つは、伝統的な漢文訓読系文体が備える「威厳」「洗練」を維持し、原嘉道枢密院副議長（当時）の言う「卑俗とか冗漫とか感じないやうな立派な文體」を実現するには、いかなる表現を選択すべきかがわからなかったためだといえる。

もう一つは、裁判の平易化・民衆化をめざす革新的な動きの一方で、伝統を維持し裁判所の権威を保持しようとする体制が存在したためだといえる。文言の口語化により判決の平易化・民衆化を図りながらも、形式面では伝統的なカタカナを維持したり主文に非口語体を用いたりした背景には、急進的な改革を回避し新旧のバランスをとる意図

があった可能性がある。

以上、戦後に公文書が一斉に言文一致化される以前の、先駆的な口語体判決の実態を示し、その思想と実践の両面を考察した。

注

- 1 1900-1988年。1929年中央大学専門部法学科卒、1931年弁護士登録、1935年平良区裁判所（現沖繩県宮古島）判事、以後1970年まで裁判官任官。
- 2 1904-1979年。1931年中央大学法学部卒、1938年尾道区裁判所兼広島地方裁判所尾道支部判事、以後1974年まで裁判官任官。
- 3 法学者の穂積重遠も口語体判決の利点を「平易で了解し易いと云うことの外に、過不及なく情理を盡し得ること」（「はなしするごとく」／1930年）と述べている。
- 4 戦後、全判決の口語化完了後は末尾「のだ」は外れ、「判決する」となった。口語化模索時の主観的なスタイルは、戦後、より中立的な表現へ落ち着いたといえる。
- 5 金澤判事は「一般社会では、口語体の発達と普及にともない、平假名が殆ど原則的に用いられることになって、今日では、片假名は文語体の限られた場合にのみ使われているに過ぎない。それで、判決も、口語化すると共に、平假名に改めるのが適当であると考え」〔口語体判決を書いて〕／1941年）としており、山下のカタカナ使用はこの立場に逆行するものである。
- 6 金澤「口語体判決を書いて」（1941年）の指摘による。

参考文献

- 永澤濟（2016）「近代民事判決文書の口語化—ある裁判官の先駆的試み—」『東京大学言語学論集』37, 147-160, e55-86.
- 永澤濟（2017）「判決口語化の模索—伝統と革新の間で—」『東京大学言語学論集』38, 163-175, e107-117.
- 山本正秀（1965）『近代文体発生の史的研究』岩波書店.